

令和7年度 第3期倉敷市自殺対策基本計画審議会(第2回) 会議録

開催日時	令和7年8月25日(月)午後2時00分から午後4時00分
開催場所	倉敷市役所 10階 大会議室
出席者	○委員(14名) 伊木勝道委員、浮田佳孝委員、佐賀雅宏委員、高瀬真知委員、 富田早苗委員、原幸徳委員、福岡敏雄委員、福本健委員、 堀内顕委員、松成康昭委員、保田智代美委員、山田雅子委員、 山本順子委員、吉峯清美委員 ※欠席委員(1名) 藤本洋子委員 ○職員(25名)(倉敷市自殺対策ネットワーク会議委員) 企画経営室・藤原主任、市民活動推進課・古角課長代理、 人事課・武本主幹、市民課・遠藤主幹、生活安全課・大月副主任、 消費生活センター・本城主幹、男女共同参画課・林課長、 納税課・黒田課長主幹、保健福祉推進課(福祉支援連携室)・上田主幹、 福祉援護課・江田主任、生活福祉課・藤井査察指導課長主幹、 障がい福祉課・楨野課長補佐、子育て支援課・落合課長代理、 子ども相談センター・亀川副主任、 健康長寿課(地域包括ケア推進室)・大野主任、介護保険課・守屋主幹、 国民健康保険課・菊本主任、健康づくり課・森川課長代理、 商工課・長間主幹、労働雇用政策課・金田主幹、住宅課・妹尾主幹、 警防課・中島課長代理、指導課・玉岡指導主幹、 生涯学習課・三宅主幹、青少年育成センター・横山所長 ○事務局(7名) 種本保健所長、西川参事、小原課長、杉本係長、中村主幹、 亀山主任、安田保健師
傍聴者の数	0人
報道機関	0社
次第	1 開 会 2 挨 拶 3 審議会委員自己紹介 4 議 事 (1) 第3期倉敷市自殺対策基本計画の素案について (2) その他 5 閉会

1 開会
事務局

失礼いたします。定刻がまいりましたので、始めさせていただきたいと思います。
本日は、皆様方にはお忙しいところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。
前回に引き続き、司会進行を務めさせていただきます倉敷市保健所保健課の杉本と申します。よろしくお願いいたします。
本日の出席委員は14名で、お手元にお配りしております参考資料2、倉敷市自殺対策基本計画審議会条例第5条第2項の規定によりまして、会議が成立しますことをまず御報告いたします。
また、本審議会は公開となっておりますが、本日は傍聴の方、報道機関はこられておりません。

2 挨拶
事務局

それでは、第3期倉敷市自殺対策基本計画審議会の開会にあたりまして、倉敷市保健所長 種本より御挨拶を申し上げます。

=開会挨拶=

3 審議会委員自己紹介

事務局

それでは、審議に入らせていただきます前に、本日の資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご確認ください。
まず、会議次第、資料1～資料3、参考資料1～5、以上となりますが、不足はございませんか。
ネットワーク委員の皆様にお配りしている資料には、素案としか書かれておりませんがこちらが資料2となります。
続きまして、委員の皆様のお紹介ですが、お時間の都合上、お手元の参考資料3、委員名簿を御参照ください。なお、福本委員が前回御欠席でしたので、恐れ入りますが、御所属とお名前を自己紹介でお願いいたします。

=委員の自己紹介=

事務局

ありがとうございました。なお、本日は藤本委員から御欠席の連絡をいただいております。
また、本日は庁内の自殺対策ネットワーク会議の構成員も出席しております。時間の都合上、構成員の所属、氏名については参考資料5を御参照ください。それでは、富田会長から御挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長

こんにちは。富田と申します。先ほど御挨拶がありましたように、7月2日、前回頂戴しました皆様の御意見をもとに、事務局で修正した資料を御準備いただきました。様々な施策が実施されている中ですけれども、それでも支援が行き届きにくいのが、

この自殺対策だと思えます。皆様の気づきでありますとか、アイデアがしっかり反映され、自殺に追い込まれない社会への第一歩となりますよう、本日も積極的なご審議をよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。ここからは、富田会長に審議を進めていただきます。ではよろしくお願いいたします。

4 議 事

(1) 第3期倉敷市自殺対策基本計画の素案について

会長

それでは、会議次第に従いまして議事を進めていきたいと思えます。

開会の挨拶でも触れられましたが、本日は、9月に予定されていますパブリックコメントの計画素案の完成を目指して、審議を進めてまいりますので、皆様御協力をよろしくお願いいたします。

まず議題1、第3期倉敷市自殺対策基本計画の素案について、事務局から説明をお願いします。

事務局

まず始めに、資料の見方について御説明します。お手元の資料1は、前回審議会委員の皆様からいただきました御意見と、回答をまとめたものになります。資料2は、前回審議会に出た意見をふまえて修正し、新たに作成した素案となっております。ここからの説明では、本日お配りした資料1と2を御覧ください。

まず、資料1の1～3については、前回の審議会の場で事務局から回答した内容です。これらについては資料を御参照ください。資料1の4以降について、前回いただいた御意見をもとに素案を修正しておりますので順に御説明します。資料1の4について、重点施策が総論だけで終わっているが、基本施策と同様に担当課や実施時期など記載した方がよいのではないかという御意見がありました。資料2の34ページからの重点施策を御覧ください。基本施策にまとめて記載しておりました取組や指標の一部を、重点施策として提示し、重点的に取り組む分野であることが共通認識できるよう工夫しました。

前回審議会では、子ども・若者の自殺対策について、多くの御意見を頂戴いたしましたので、いくつかまとめて回答させていただきます。まず資料1の5「子どもは死亡原因の1位が自殺ということだけでなく、亡くなっている人の半分以上が自殺であり、社会にとっても大きな損失だと感じる。そのあたりをもう少し色を付けたような内容を入れてもよいのではないか」という御意見でした。また、資料1の6、重点施策の子ども・若者に関して「話を聞く側の大人への対応もセットで考えるべきではないか」という御意見や、(資料1の)7のところで、ICTを活用した相談しやすい環境整備ということで「子どもたちに安全な相談先を伝える取組も必要ではないか」という御意見がありました。これらについては、資料2の34ページ、重点施策1、子ども・若者への支援の強化に追記させていただきました。また、取組もあらたに追加しております。

資料1の8では、「重点施策の評価指標を自殺者数だけでなく、もう少し具体的に求

めてもよいのではないか」という御意見をいただきました。これを踏まえて資料2の39ページ、重点施策の評価として、自殺者数以外にも評価指標を追加しました。こちらは基本施策の中にあった指標ですが、重点施策へ移動させております。また、子ども・若者については、「子ども・若者、教職員や保護者を対象としたゲートキーパー養成研修の実施件数」をあらたに追加しております。

次に資料1の9、「若い子たちがネットゲームなどを通じて犯罪に巻き込まれないよう、民間やボランティアの力を借りて取り組むことも必要ではないか」という点ですが、具体的な取組を計画に盛り込むにはもう少し時間をかけて議論が必要と考えますので、今後ネットワーク会議等で検討できればと思います。続いて、ゲートキーパー養成研修についても多くの御意見をいただきました。資料1の10～12でいただいた御意見をもとに、資料2の41ページには、第3期計画において、ゲートキーパー養成研修の重点とする対象は、若者、子どもを取り巻く大人、地域住民組織であることを追加させていただきました。

最後に、資料1の13を御覧ください。「人との関係性の困窮があり、高齢者も生活困窮者にも共通して、人とのつながりを持つことが大切だということが盛り込めないか」という御意見についてです。「人との関係性の困窮」は、自殺の要因の一つである孤独・孤立につながると考えられます。第4次自殺総合対策大綱の基本方針には、孤独・孤立、生活困窮、児童虐待、ひきこもり等の問題に対して、様々な分野の連携した取組が重要であると明記されていることから、資料2の24ページに、第4次自殺総合対策大綱の基本方針を、第3期計画の基本方針としてあらたに盛り込むこととしました。今後、この基本方針を踏まえて、各部署・機関の取組を進めていけるよう、自殺対策ネットワーク会議等でも周知してまいります。また、地域で支えるネットワークの構築や、孤独感や閉じこもり解消のための交流の場の創出などは資料2の37ページにあるように、具体的な取組の中にも記載されています。資料1－13下線部分の「広く市民に窓口の啓発や相談を受けた時に窓口が伝えられる」というのはまさにゲートキーパーの役割ですので、今後もしっかり周知してまいります。以上となります。

会長 ありがとうございました。ただいまの説明について、御意見はございませんでしょうか。

委員 資料2「生きる」を支えるくらしきプランの素案で、38ページの一番上段の介護者への支援の充実でウと表記がありますが、前のページがアなのでイではないかと。意見というよりも、記載の取り扱いということでした。

もう1つ、34ページ重点施策の項目アで、担当課関係機関の項目に、子ども相談センターという表記があります。今日、議会で議会運営委員会がございまして、国の定めによって、こども家庭センターに名称を変更していくという方向性が示されました。このあたりの取り扱いが今後どうなるのかについて、御意見させていただきたいと思います。

会長 ありがとうございます。表現に関しまして、皆様お気づきのことがあれば、御意見を
いただけたらと思います。先ほどの表記、子ども相談センターがこども家庭センター
へと名称が今後変わっていく可能性も含めて、事務局からお願いいたします。

事務局 御意見ありがとうございます。間違いの部分は訂正させていただきます。次に、子ど
も相談センターですけれども、こども家庭センターに変わっていくという方向性が示
されており、今回の計画が来年度からの計画ということを考えましたら、こども家庭セ
ンターという表記に変更したいと思います。ありがとうございました。

会長 その他、御意見はいかがでしょうか。表記に関してですが、35ページのウで、児童
生徒の間の「・」があったり、なかったりするところが気になりました。

委員 36ページのイワーク・ライフ・バランスの推進で、ここも「・」があるものとなないものがあ
りました。

会長 ありがとうございます。修正をしていただけたらと思います。
それでは、次の議題に移らせていただけたらと思います。ではここからは、主に4つ
の重点施策に関連した取組について、市役所の担当課から御説明をいただけるこ
うことでまず事務局からお願いします。

事務局 資料2の34ページからの重点施策を御覧ください。先ほどの説明にもありましたが、
前回審議会において、重点施策にも具体的な取組等があった方がよいという御意
見を踏まえて、基本施策にまとめて記載しておりました取組等を、重点施策として整
理し直したのになります。まず34ページからと思っておりましたが、委員の先生の
ご都合もありまして、順番を重点施策3の高齢者のところから、御説明させていただ
けたらと思っております。資料2の37ページ、重点施策3 高齢者への支援の強化
についてです。前回の審議会で、人とのつながりを意識した取組について御意見が
あったと思いますので、地域包括ケア推進室の方から、高齢者の孤独・孤立予防や
介護者への支援について報告させていただきます。

～【重点施策3 高齢者への支援の強化 審議】～

市 地域包括ケア推進室です。よろしくお願いいたします。37ページの重点施策の項
目から説明させていただきます。

まずア高齢者への支援の充実についてです。倉敷市の高齢化率は年々上昇してお
りまして、令和7年3月末現在で28.1%となっています。そういった状況の中、高齢
者への支援の強化はますます必要とされていると考えております。37ページ項目ア
高齢者への支援の充実での取組にあります、一つ目の◆の高齢者実態把握調査に
つきましては、市内28か所に設置しています高齢者支援センター及びサブセンター
が、高齢者宅を家庭訪問し、生活や健康上のお困り事を伺い、必要に応じて相談対

応するとともに、高齢者の孤独やその予防にも繋がっている事業です。特に単身や高齢者のみ世帯を重点的に現在訪問しておりまして、令和6年度は延べ21,866人に実施をしております。

二つ目の◆の地域の高齢者を見守り、支えるネットワークの構築につきましては、高齢者が安心して住み続けることのできる地域づくりを目指して、倉敷、児島、水島、玉島の行政区単位で、地域住民と一緒に開催している地域ケア会議を年に3回～4回実施をしています。

三つ目の◆の高齢者の孤独感や閉じこもりを解消するための取組として、地域住民が主体となった通いの場があり、現在市内に800か所以上創設されております。なかでも倉敷市では、その地域の通いの場の活動を促進することを目的に、通いの場の運営費などの助成を行う、ふれあいサロン活動促進事業を実施しております。令和7年7月末時点で320か所のサロン団体への助成を行っております。通いの場では、体操やウォーキングなどのフレイル予防、脳トレなどの認知症予防、スポーツや手芸などの趣味的な活動など、団体ごとに様々な活動を行うことで、高齢者の社会参加や健康づくり、介護予防や仲間づくりの推進を図っています。

四つ目の◆の社会活動や地域活動の促進の取組については、40歳以上の要介護認定を受けていない人が、地域の介護保険施設などでボランティア活動を行い、その活動に応じてポイントが付与され、付与されたポイントを換金できるという、倉敷市いきいきポイント制度を実施しております。

五つ目の◆のチェックリストの活用については、介護予防生活支援サービス事業の利用を希望している65歳以上の高齢者の心身の状況を確認するためのツールとして、厚生労働省が作成した基本チェックリストを高齢者支援センター、介護事業所で活用しております。その25項目のチェックリストの中に、運動機能や認知症などのスクリーニングに加えて、うつ傾向を図る尺度もございまして、高齢者の方が置かれている生活環境や、健康状態を総合的にアセスメントし、必要な支援につなげられるようにしております。

最後の◆の認知症初期集中支援事業については、医療、介護の専門職が、認知症が疑われる人、認知症の人やその家族の方のご自宅を訪問して、認知症かどうかの診断のための受診の促し、適切な医療サービスや介護サービスの御紹介、お困り事などを伺い一緒に解決策を考えております。

次のページに移りまして、資料38ページのイ介護者への支援の充実についてです。一つ目の◆の高齢者支援センターにおける家族介護教室については、介護者が必要な知識を得て、身体的、精神的な負担を軽減し、介護と仕事の両立を図ることができるよう実施しております。令和6年度市内の全センターで合計75回実施しており、延べ1,023人の方が参加をしております。また、高齢者支援センターでは、家族介護者の離職防止に関する相談等も受け付けております。

二つ目の◆の認知症の人と家族の会岡山県支部については、介護経験や認知症に関する知識が豊富な専門職等が中心となり、認知症の人やその家族に対して医療や日常生活、就職に至るまでの様々な相談支援、認知症の人や家族が集う会を

定期的に開催しております。また、認知症に対する啓発についても積極的に行っており、地域包括ケア推進室も必要に応じて、認知症の人や家族の会と協力しながら相談対応や啓発活動等を行っております。

三つ目の◆の認知症カフェについては、認知症の人や家族、地域の人が気軽に集まって交流する場をつくり、情緒的なサポートを行うことで、地域社会からの孤立を防ぎ、認知症の人や介護者の人の心理的負担の軽減に繋がるということを目的としています。認知症介護の専門職や、地域のボランティアの方が中心となり、市内の高齢者支援センターや高齢者施設、医療機関、個人のお宅等様々な場所で実施されています。令和7年7月時点では、倉敷市内26か所で開催されています。この認知症カフェの活動に対して、地域包括ケア推進室では、年間5万円を上限に助成対象となる運営費用の2分の1を助成しております。以上で、地域包括ケア推進室の報告を終わります。

会長 ありがとうございました。ただいまの説明について御意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

委員 高齢者への支援についてですが、出会いの場や交流の場で社会活動や就業活動等を充実することは確かに大事だと思います。しかし、自殺関係で困っている人の多くは、このような場所に関われない、または関わらない人で、そのような方々が行き場所を失っていることが多いのではと思います。そのあたりに関して、何か取り組まれていることはありますか。多くは訪問になるのかと思いますが、どうにかしてつながりを持つということが大事だと思います。そのような場所に行けない、行かないという人に対して、十分な関わりを持たれているのかを聞かせてもらいたい。

市 このような集まりの場等に、行くことができない、声を上げることができないという方に対してどのように関わっているかということですね。声を上げることができない方に対して、その声を拾っていくことはとても大事な一面であり、一方でとても難しい部分であると我々も認識しております。そのような、声を上げることができない方に対してですが、一つ目の◆にあります、高齢者実態把握調査で高齢者のお宅を訪問して困り事の有無を確認し、また高齢者支援センターや地域包括ケア推進室で受け付けている電話相談や、窓口相談の場で相談を受ける相談支援として関わらせてもらっているのかなと思います。

また、三つ目の◆のふれあいサロンを交流の機会、通いの場として倉敷市が実施しておりますサロンの対象者が、閉じこもりがちな方、なかなか外に出ることができない方となっており、重点的に通いの場に参加していただくことを趣旨としております。地域でふれあいサロンを実施している方には、地域でなかなか家から出ることができない方に、積極的にふれあいサロンに参加していただくように声をかけていただきたいと、私達から声かけをしております。

- 委員 反応はよいですか？
- 市 来られる方は来られますし、なかなかその辺りは、みんながみんなというわけにはいかないのですが、なるべくそのような方の声を聞きたいといえますか、来ていただきたいなというところでございます。
- 委員 これは、介護者への支援の充実にもあったと思うのですが、本人が駄目だったら家族支援もされていますか？
- 市 高齢者支援センターでは、本人だけではなく、家族の方からの相談も受けております。また、地域包括ケア推進室の方にも、家族の方や知人の方から相談を受けております。
- 委員 問題は独居が多い？
- 市 そうですね。独居の方はとても増えておりますので、その独居の方に対してどのような支援をしていけばよいのかということを、家族やご近所の方々からも、よく相談を受けるところではあります。
- 会長 はい、ありがとうございました。
高齢者支援センターでの活動というあたりも多く回答があったかなというふうに思うのですが、もし何か追加でご発言ありましたらお願いいたします。
- 委員 高齢者支援センターでは、地域包括ケア推進室の方がお伝えした通りではありますが、高齢者実態把握調査を積極的に行っています。特に市の基準でもありますように、高齢者の単身世帯や高齢者夫婦世帯に、積極的に出向くようにといわれておりますので、可能な限り時間をつくり、地域に出向き、通いの場に行く事ができない方を中心に周らせていただいています。
地域包括ケア推進室から高齢者の一覧をいただいております、過去に訪問に行っていない方も把握ができていますため、実態把握調査の履歴のない方をピックアップして訪問することを新規訪問と私たちは呼んでいます、その新規訪問を積極的に取り組むように、市からも言われておりますので、私達のセンターもですが、他のセンターもそういったところに取り組まれているのではないかと思います。
それと、高齢者実態把握調査や介護予防支援の中で、高齢者以外のひきこもりであったり、少し気になるような方もいらっしゃいますので、そのような方々は保健所の保健推進室の地区担当保健師と連携しながら情報を共有させてもらったり、必要に応じて、一緒に対応させていただいています。
- 会長 ありがとうございました。

高齢者支援センターのきめ細かい新規訪問でありますとか、訪問で気づいたひきこもりの方への支援の報告がありました。

素案の11ページには、倉敷市の5年間の自殺者の特徴が記載されています。1位は男性の60歳以上無職同居の方が40件で非常に多いです。介護の悩みも背景には記載されています。このような高齢者の支援から、介護の悩みも拾い上げていけたらよいのかなと思います。また、新しい方の発掘とともに、サロンに来ていたが来られなくなった方は、サロンでのボランティア活動や、倉敷市いきいきポイント制度のボランティアの活動等の中での声かけといったところも、非常に重要なのではないかと思います。

そのようなところで、地域でボランティアとして活躍されておられます委員から、何かご発言がございますか？

委員

一概に高齢者といっても様々で年齢ではないように思います。65歳以上のみ世帯というのは、どんどん増えているため、どなたがおられるというのが、昔より個人情報に関係も厳しくなっているため、分からないということが実態であると思います。市の方々が、新しいところに訪問されているというのを伺い、とても良いことと思います。そのような情報をこちらにもいただき、もし、力になれるのであれば、一緒に活動したいなと思います。

ふれあいサロン等に出かけることができる人は、とても積極的で、多分問題がないのではと思います。隣にどなたが住んでいるのがわからない社会というよりは、地域で皆が支え合えるような社会ができればいいなと思います。

この前、どのようにすれば若い方も一緒に地域活動に参加してもらえるかを話し合う会議がありました。会議で集まる方が高齢者が多いと、昔はこうだったけど今はこうだなというように、発展的な意見が出るのが難しいのですが、学校の保護者や先生が参加した会議では、発展的な意見がたくさん出ました。そのようなつながりで何か、できたらよいのではないかと個人的に思いました。

委員

愛育委員会では、先ほど出ておりました健康サロンを実施しており、比較のお元気な方が参加されています。出てくることができない人をどうしたらよいのかという話が出ていましたが、そのことについて私達も考えているのですが、手が回らない、情報がないということが大変困っているところです。今、元気で来てくださる方々に、近所にそのような方がいるかどうかの情報をいただいて、もしそのような方が分かったら、サロンに連れてきてもらうようお願いしております。

また、2〜3か月お休みされている方に対して、こちらからお手紙を差し上げたりとか、電話番号を把握している方には電話をかけて安否確認をしています。

私達もサロンをしていますと、愛育委員も高齢化がすすんでおりまして、もっと若い方の力が欲しいと思うのですが、なかなか手がいなくて。お勤めをされている方が多いため大変難しい問題とっております。私達も元気なうちは、一生懸命頑張らせていただき、皆さんの安否の確認がもう少ししっかりとできるようにしてい

たいと思っております。

会長 貴重な活動の報告をありがとうございました。その他皆様の方からご質問等はございますか？

委員 社会福祉協議会では、地域包括ケア推進室からも委託を受け、生活支援コーディネーターという職員が地域で活動していて、先ほど話がありました通いの場づくりを支援しております。出てくれない人はどうしたらよいのかについては、専門職である高齢者支援センターや保健師がアウトリーチや訪問に行くことになります。我々は地域で、なかなかそのような人と話す機会がないため、出かけたいがなかなか遠いところには行くことはできないという方々が、出来る限り身近な場所で人とつながるといいますか、少しずつ創っていくということで、倉敷市に800か所通いの場があります。市の助成を受けてない場もたくさんあり、地域住民の中で自分たちの地域を自分たちで作っていきこうということにもつながっているのかなと思います。このことは、倉敷市の財産と思っています。そのため、少しでも家から外に出るとか、誰かに話をするとか、これは介護予防にも自殺対策にもつながり、孤立防止にもつながっていくため、これからも積極的に活動を続けていきたいと思っています。

会長 ありがとうございました。日常の活動が自殺対策にもつながっていくということでした他、いかがでしょうか。重点施策3高齢者への支援の強化、この37～38ページにつきまして、特に追加とか修正とかというような御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

～【重点施策1 子ども・若者への支援の強化 審議】～

会長 それでは、重点施策の1の子どもの方に移りたいと思います。
事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、重点施策1、子ども・若者への支援強化のところの御説明に入りたいと思います。34ページを御覧ください。前回の審議会での御意見を踏まえ、ICTを活用した、児童・生徒のメンタルヘルスの不調や児童生徒の発するSOSを早期発見・早期支援するための取組について、教育委員会指導課から説明させていただきます。

市 倉敷市教育委員会では、今年度6月から、全ての小中特別支援学校で1人1台の端末を活用した、心の健康観察の取組を開始しております。これは、児童生徒の心の変化や児童生徒が発するSOSを早期に把握し、適切に対応することを目指しています。また、学校教育相談体制の充実を目的としています。子どもは1人1台タブレット端末を持っています。主に2つの質問があり、一つ目が「今の気分はどうですか？」に、顔マークのにこちゃんマーク、普通の顔、

泣きマークなど5段階でタッチします。2つ目が「相談したいことがありますか？」に、「はい」か「いいえ」で回答する、主にこの2つの設問を毎日子どもたちがしています。

I C Tを活用することで、データがすぐに上がってきますので、学校内で即時に共有することができます。担任だけでなく、管理職も含め学校全体の教職員で早期に確認し、適切に対応することができます。昨年度はモデル校3校である小学校2校、中学校1校でこの事業を実施しました。1年間取り組んだ子ども達にアンケートをすると、「とてもよかった」「よかった」と全体の88%の児童生徒がこの取組を肯定的にとらえてくれていました。「相談したいことがあるときにボタンを選ぶだけで相談できた」「自分からなかなか先生には相談できないが、ボタンを押すと、悩みがあるときに先生が気づいてくれて、すぐに相談できた。心の健康観察があってよかった。」「顔マークの表情でその日の気分、自分の気持ちについて、毎朝考える時間になった。」という回答もありました。

今年度6月から全市で実施していますが、1学期の2か月間程ですが、各学校のアンケートの声を聞いてみると、今度は教員の声の方ですが、「早期に話を子どもたちから聞くことができ、早期に対応することができた」とありました。心の健康観察で、子どもの心の状態を可視化できる。体の健康観察は、元気ですか、風邪ひいてますというのは毎日行っていますが、心の状態を見ることは外見ではわからないため、心の健康に着目していこうという意識が、体調については、体調が悪いから「今日どんなかな？」と見ますが、心の状態が不調、例えば泣きマークが続いているとか、そういった心の状態についても着目する意識が少し変わってきたという声もあります。

子どもの立場に立って考えると、いつでも相談できるツールがあることや、先生はいつでも話を聞いてくれる、いつでも相談してもいいんだと思えることはとても大切です。また、こういったツールを活用することで、子どもの悩みやS O Sを受け止める相談体制づくりを、今後も充実していきたいと思っています。報告は以上です。

事務局

ありがとうございました。

次に、S N Sを活用した相談状況、子ども達に安全な相談先をどう伝えるかが前回の審議会でも話題になったかと思います。そのあたり青少年育成センターでの取組や、子ども達の反応なども含めて御報告をお願いいたします。

市

青少年育成センターでは、4月下旬と8月下旬に市内小中高の全校に相談チラシを、また小学校5・6年、中高校全員に相談カードを配布しております。この広報活動の効果は非常に大きく、チラシやカードを見て電話やメールをしてくる方が非常に多いです。令和6年度ですが電話相談が333件ありました。来所相談が25件、メール相談は155件、計513件の相談がありました。

した。

相談者は青少年だけでなく、保護者やその他成人からも相談があります。青少年からの相談は、友人関係のことや進路について、時には命に関わる場合もあります。その時には関係機関と連携して対応しています。

青少年育成センターの相談の内容は秘密厳守であります。相談者にアドバイスをしたり導いたりするのではなく、一緒に問題をよく考え、一緒に解決に向けて対応する、しっかり話を聞いて寄り添うことを基本として活動しています。また、電話相談、メール相談とありますが、そこから来所につなげることを大切にしております。相談者と相談員が目と目を見合い、本音で話をすることで、心を開くことがわかります。特に、SNSを活用した相談や子どもたちに安全な相談先をどう伝えるかというのは、特にしていないのが今の状況です。以上です。

事務局

ありがとうございました。

続きまして、子どもたちの居場所や学び直しの支援などの取組について、生涯学習課から報告をお願いします。

市

居場所事業ということで説明させていただきます。不登校やそういった傾向にある児童生徒が、自由に集える居場所というものを、毎週金曜日の午後2時から6時の間で連島公民館に開設しております。

その場では、NPOのボランティアの方であるとか、学生のボランティア、こういった事業に興味がある方に参加いただき、そういった生徒さんたちと一緒にゲームをしたり、クラフト作業等の工作をしたり、人と触れ合うことの喜びを体験し、将来的には、社会生活へ参加する意欲を育めるような支援をしております。

利用者は、毎回10人かそれを超えるぐらいいまして、延べ利用者数は令和6年度は579人でした。この人数は、2年前と比べたら毎年3割ぐらいの割合で増加しており、非常に世間のニーズが高いと課としても感じているところです。

続きまして、学び直しの支援事業を説明させていただきます。机の上のA4を半分に折ったもの「まなびばi p p o」と書いてあるリーフレットを見ていただければと思います。くらしきシティプラザ西ビル、駅前にあるビルの5階に、まなびばi p p oという教室を毎週の月曜日から金曜日まで開設しております。利用対象者地域は、高梁川流域7市3町となっています。この市町村にお住まいの方の15歳から39歳までの方が対象です。この15歳というのは中学校を出た後の15歳でございますので、中3の方は15歳ですが対象外となります。

対象者の方には、学習支援、カウンセリング、居場所提供を実施しております。そこでは、中学校までの学習が十分できなかったとか、中学は卒業したが、そ

のあとどうすればいいかわからないという方々に対して、就労や進学等、本人のニーズをくみ取りながら、結びつけていけるよう支援を行っております。また、令和7年度から40歳以上の方が対象で、小中学校過程の学習の学び直しの支援を新規で始めています。

こちらの利用者数は令和6年度延572人ですが、担当課としてはさらにニーズを掘り起こさないといけない、利用する方、必要とする方はもっといらっしゃるという認識です。対象者の方へ情報が届くように、各関係機関へ広報、連携できるような依頼を、積極的に行っているところです。ニーズに合致するような方が周りにいるかもしれないということがあれば、御紹介いただき、活用いただければと思いますので、この場をお借りしますがよろしく願いいたします。以上でございます。

会長

ありがとうございました。

指導課、青少年育成センター、そして生涯学習課の担当課からの御説明でございました。ただいまの説明に関しまして、御意見等はございませんでしょうか。

委員

児童生徒へのSOSの出し方に関する教育について聞きたい。文科省からも、年に1回は必ず実施するようになっていたので、現在の実施状況どうなのかなと。

市

SOSの出し方に関する教育については、教育委員会でも、2年間研究を行い、学習指導案を公開して全市へ周知しているところです。内容は、子どもが相談をする力をつけていくということです。子どもは、教師や大人に相談することも多いですが、一番に子どもの変化に気づくのは子どもというところもあります。子ども同士で相談できる、もしくは困っている友達を見つけた時に声をかけることも学習として取り組んでいます。子ども同士で解決できないこともありますので、そういう時には、信頼できる大人につなぐということも、学習の中で紹介するようにしています。周りの大人や、公的な機関であったり、発達段階に応じて相談先を紹介しております。

私自身も小さい時に、友達になかなか相談するという経験が十分なかったです。多くの方々は、友達に悩みを打ち明けて相談し解決するという経験は、実際のところは少ないです。子ども同士でロールプレイや劇を通じて、相談するA君の役をやってみると、相談されたB君の役をやってみた時に、どういった受け止めをしてどういった言葉を返していけばいいのか、ということを練習するという経験を、授業の中で取り組んでいるところです。このようなSOSの出し方、場合によっては受けとめ方であったり、大人につなぐというあたりで、このような複合的なことを含めてSOSの出し方に関する教育の学習をしているところであります。

委員 年に1回はされている？

市 年に1回全学年が学習となると難しいですが、例えば、「こどもあいカード」を配る時に、こういう時にどうするみたいなことを周知するようなこともできます。いろんな内容と複合しながら取り組んでいます。

委員 県でプログラムができるようになったと聞いたのですが、市独自で作成している？

市 指導案の方は、市でも見れるようになっています。

委員 教師の方もあわせてプログラムを実施しているのか？

市 教師に周知ということはしていますが、心に関する研修は人権教育担当者の研修の中で年に1回ですが、担当者の方に周知をしています。

委員 SOSを出される側も研修を受けないと、どう対応していいかわからないと思う。すみません、ありがとうございます。

会長 ありがとうございます。子どもと教育に対しての周知に対しても質問が出ておりました。先ほどのSOSの出し方に関連しますが、1人1台端末で、毎朝顔マークで心の健康状態をチェックしたり、相談したいことがあるというところにもチェックしたりという報告がありましたが、これはすべて匿名ではない相談と思います。中には、匿名で相談をしたい子ども達もいるのかなと思うのですが、それについては、青少年育成センターの相談にうまくつながっており、そこも含めてのSOSの出し方に関する教育なのだと思います。ありがとうございます。他の皆様、いかがでしょうか。

委員 先ほどの説明の中で、タブレット端末で毎日チェックという報告がありましたが、このチェック作業は学校で行うということですね？

～指導課うなづく～

不登校の子どもは、チェックを受ける機会が難しかったりすると思うのですが、そのような子どもたちに対しては何か特別な施策、取組があるのでしょうか？

市 心の健康観察については先ほど報告しました通り、外見からわからないものを可視化するというところがありますので、対象は学校に来ている子どもです。体の健康観察はもちろん行い外見からもわかります。それがわからないもの

のとして、補助的なツールとして、タブレット端末を使って心の状態を入力して、教師が把握するということで確認をしています。

「遅れてくる人はどうするのですか？」という質問を受けるのですが、そのような場合には個別に対応しています。「今日はよう来たなあ。」という話で、対応できていると思います。個別対応できるものについては、入力作業してもらわなくても、その場で話をして対応ができると思います。学校を休んでいる場合については外見から把握できません。タブレット端末を学校に置いている場合もありますので、個別に連絡をとり、休みが続くようであれば担任が直接家庭を訪問して対応していると思います。

委員

ちなみに相談したいことはありますかという質問が、2つ目にあったということですけど、これは誰に相談したいというような質問になっているのでしょうか？

市

他市では「相談したいことがありますか」「誰に相談したいですか」というようなチェックボタンをつけてる市町村もあります。例えば、担任の先生や養護の先生というボタンをつけている市町村もあります。ただ、そういうボタンをつけると、その教員でしか対応できない場合があったり、その教員が出張等ですぐに対応できないということもあります。ですので、直接相談したいことがありますかについて「はい」にチェックがあれば、どういう状態であるのか聞き取りによって対応しています。子どもの中には、先生に声をかけてもらえただけでほっとしてよかったと思う人もいれば、ゆっくり時間をとって、別室で話をしたい人もいます。押してもなかなか何度もっていうのは難しかったり、担任の先生であれば相談しにくいことも先生との関係の中ではあると思います。そのため、「相談したいことはありますか？」に「はい」があれば声をかけて、どんな内容なのか、もしくは誰が対応したらいいのかというあたりは、担任が聞き取っていく。場合によっては女性教員で聞いたほうがいいこともあるかもしれませんが、別室でいろんな教員に関わったほうがいいこともあると思いますので、あるかないかを早期に把握できるため、声かけによって内容等を聞き取っていくという段階にしています。

会長

はい、ありがとうございました。その他、御意見がございましたでしょうか。

委員

今の教育関係の取組を伺い、この基本計画の第1期の頃には、教育委員会に勤められていた方はこのような取組が実施されるとは思っていなかったのではないのでしょうか。本当に変わったと思います。このような取組が、今までは全く要求されていなかったが政府などの様々な意向を踏まえてしっかり取り組まれており、非常に心強いなと思いました。担当課の方々が、これだけ優しい気持ち、前向きな気持ちを持って担当されていることで、多くの子どもたちが

守られていると感じます。

今の子どもたちに合ったメールの相談や、ICTの利用などの施策が着々と行われているということに勇気づけられました。あと、ここ10～15年の間にこれだけ多く行政サービスを専門職から一般の方も協力しながら、様々な人を巻き込む仕組みに変わってきたように思います。

実際に現場で取り組まれて、何か課題と感ずること、例えばこういうこともあるともう1歩進んでいくのだらうということが、行政の立場であれば、こういう基本計画の中に盛り込んでもいいかと思いましたが、御意見があればぜひ伺いたいと思って聞いておりました。

会長

ありがとうございます。いかがでしょうか。ただいまのご発言に対しまして、この基本計画にぜひ載せていったらいいなと思うようなことがありましたら、御意見をお願いします。

市

私達の取組は、未然防止の観点で行っています。そのため、すぐに結果が出るとか、すぐにそれが何かに反映されるという視点で考えるとなかなか動かないところもあるので、先程の心の健康観察でも、先生方にいろいろご負担かけをお願いをして毎朝やっていたいただいているところもありますが、そういったところで、何人かの子はできなかった相談ができるようになったとか、SOSの出し方の教育でも、何人の子がそれを活用できるようになるということが目的ではなくて、目に見えないところですけど、そういった取組がいつか活きるとか、いつか救うことになればいいなと思いながらやっているところです。

委員

ありがとうございます。私自身も実は院外心停止の予防改善の取組を名古屋市の消防隊等々、1997年ぐらいに取り組んだことがあって。やはり予防というのは最初はなかなか成果が出なくて、5年ぐらいやらないと形になりませんでした。ですので、ぜひ今のことをちょっとずつでも続けていただいて、最終評価の時に、成果が出てくれればいいなと願っております。予防は、続けていって積み上がって初めて結果が出ることもたくさんあります。現場の方もいろいろ感じていることもあるかもしれませんが、やり続けていただければと思いました。

会長

ありがとうございます。39ページのところに、評価指標の目標値が載っているんですけども、困ったとき悩みがあるときに相談する人がいると答えた子どもの割合という指標もございますので、こういったところにぜひ結果がでてくるとよいなと思いました。

ありがとうございます。学校現場でありますとか、そういったところでの取組について発言いただいたんですけれども、よろしければ次の方へ移らせて

いただこうと思います。

～【重点施策2 勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進 審議】～

会長 それでは続いて、重点施策の2、勤務・経営問題に移りたいと思います。それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、35ページ、重点施策2、勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進のところを御覧ください。まず商工課から、中小企業・個人事業主向けの相談会などの周知について御報告させていただきます。

市 商工課では、中小企業の皆様への資金面への支援として、ホームページで融資制度などを御紹介するとともに、中小企業相談事業としてページを設けて、企業間取引に関する相談窓口である下請け駆け込み寺や、日本弁護士連合会及び全国の弁護士会が提供する「ひまわりほっとダイヤル」のリンクなどを掲載して、相談窓口の周知を図っているところです。

当然窓口にご相談に来られた際にも、相談に来られた方が悩まれている問題について十分聞き取りを行って、商工会議所等々と連携をとりながら必要な支援を受けられるよう対応しているところです。商工課に唯一設置している窓口といたしまして、昨今話題になっている、アメリカの関税施策の関連窓口を設置しております。現時点で具体的な相談というのは幸いないんですけど、実際は報道等でも言われているように今後影響が長引くということもございますので、今現在実際の中小企業の方へのヒアリングも含めて、国や関連機関、岡山県などへの情報収集を積極的に進めているところです。以上です。

事務局 続きまして、労働雇用政策課の方から、労働環境や勤労者の人権労働相談、ハラスメント防止のための取組というところで、お伝えできればと思います。よろしくをお願いします。

市 労働雇用政策課では、雇用失業対策のために、求職者の方に対して、玉島支所の中に「ワークプラザたましま」という生活就労相談や、労働局と一緒に職業相談紹介を一体的に実施しております。水島支所内では、「職業情報提供コーナー」も設置しまして、生活相談の一環として就職に関する相談、情報提供等を行っており、求職者に対する雇用の促進を図っていただいているところです。

令和6年度の実績としましては、「ワークプラザたましま」では、職業相談の件数が5,374件、水島支所内の「職業情報提供コーナー」では1,467件の相談がありました。家庭外におきまして就労することが困難、また身体障がいをお持ちであるとか、高齢の方ですとか、低所得の方に対しましては、「内職あっせん事業」を委託で実施しております。ちなみに昨年度の受け付けの件数としては、875人の受付をしております。内職定着された方は49人とい

う実績があります。

他に、当課の事業としましては、働いている方が安心して働き続けられる環境づくりを促進するとともに、ワークエンゲージメントで、やりがい、働きがいの向上を図るために、高梁川流域の圏域の企業や、従業員の方を対象に、人権の啓発ですとか、働き方改革に関するセミナーを開催しております。

昨年度は、カスタマーハラスメントの対策の重要性であるとか、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナー、メンタルヘルスのセミナー、多様性が生きる職場づくりとか、自立型の社員を生み出す職場づくりなど、様々なセミナーを実施しております。令和7年度は6月25日、熱中症対策セミナーを開催いたしました。今後3本セミナーを計画しております。もちろん人権に関するセミナー、メンタルヘルスやハラスメントの研修も今年度内にやる予定です。今後も引き続き労働者が安心して、やりがいを持って働くことができる労働環境の整備や啓発に努めてまいります。以上です。

会長

ありがとうございました。

ただいま勤務経営問題に関する報告がございました。

それでは、ただいまから皆様に御意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

委員

水島とか、県南の方にやっぱり失業者が多かったりするんですかね？

市

なぜ水島に置いているかという、低所得の方ですとかそういった方の割合が少し高いというのもありますし、もともと水島は生活保護の方でお仕事を探されているとか、通常の求職者とは違って少し就職が難しい方への支援を重点的に行うということで、水島に置いているというのもあります。

委員

ありがとうございます。成果とかはどうですかね。

市

水島の職業情報提供コーナーでは、先ほどもお伝えした相談件数1,467件のうち、職業紹介できたのが241件、玉島では5,374件の相談ケースに対して、1,412件が職業の紹介ができ就職ができたという実績があります。

委員

ありがとうございます。倉敷市で企業と連携しているような事例があれば教えていただけたら。

会長

地域職域連携のことでしょうか？就職のことですかね。

委員

就職だけじゃなくてもいいですけど、教育、研修等連携しているようなことがあれば教えていただきたい。

市 大体は市が主催しておりまして、高梁川流域の企業の方に来ていただいて従業員や事業者向けセミナーをやっているところです。連携ということでは、企業と連携して、外国人を雇用している企業にヒアリングを行ったり、企業がどういうことを必要としているか、困っているかについてヒアリングをして、外国人労働者を雇用するための新しいセミナーを企画したりしております。ちょっと自殺の件とは違うかもしれないんですが。

会長 ありがとうございます。メンタルヘルスの研修とか事務局からありますか。

事務局 保健課では、直接企業というよりは商工会議所に企業が集まる機会や、商工会議所の会報紙で、メンタルヘルスやゲートキーパー養成について啓発をさせていただいております。

会長 ありがとうございます。その他ご発言がありましたらお願いします。

委員 倉敷労働基準監督署は労働者保護の法律の施行が仕事なんですけど、今御説明いただいた内容と被るところもあるんですけど、熱中症セミナーなど、協力しながら実施していければなと思っております。一応労働者の傾向をお示しできたらと思ひまして。メンタルヘルスに関連しまして、全国の数字ですが、精神障害の労災認定の件数がつい先日発表されました。ここのところずっと増加傾向となっており、6年連続過去最多を更新し続けております。昨年令和6年度は1,055件で、実は初めて1,000人を超えました。その中で自殺は88人いらっしゃって、前年から9人増加しています。その内容といひますか、出来事で見ると、第1位がパワーハラスメントです。あとちょっと下の方で、長時間労働というのも入っていました。岡山県内の精神障害の労災による支給件数も、傾向としては全国と同じ増加傾向でして、令和6年度は17件、そのうち自殺は1人でした。この方は時間外が140時間以上の月があったそうです。時間外も長く、何らかの心理的な負担もすごくあったということで、自殺をされたということになっております。あとそれに関連しまして、労働基準監督署も相談窓口となっていますが、令和5年度の全国の職場のパワーハラスメントの相談件数が約6万件です。これも、前の年と比べると約14,000件増えてます。パワーハラスメントの相談件数もぐっと増えて、それとさっき最初に言ひましたように、精神障害の支給決定件数も増え続けていると。ですのでこの2つは、パワハラが増加して、それを原因として、精神障害も労災認定も増えているということが言えるかなと思ひます。働く人の状況を知っていただきたくて、お話をさせていただきました。監督署としての取組としまして、長時間労働の抑制、情報とか相談をもとに会社へ出向く。またストレスチェックの実施状況を会社に行つて確認して、実施をしていなければ、指導を行

う。実はこのストレスチェックも今法的には会社、事業所で50人以上のところ
ろが、法的な実施義務があるんですけど、法律が改正されて、もう少ししたら
人数に関係なく、すべての事業所でストレスチェックが義務化されるという
ことになります。これも未然防止ということですから、今後私たちも、広く周
知して指導して、労災の件数ですとか、そういうのを抑えていければなという
ふうに思っております。以上です。

会長

ありがとうございました。具体的な数値などお示しいただきながら、現状を
教えていただきました。今発言された内容なんですけれども、この重点施策
の2の、項目とか取組とか、担当課の追加であったりとか、御意見いかがで
しょうか。

委員

今のお話もあったところですが、おそらく労働問題のところは多種多様なもの
がありまして、失業だけではなく、ハラスメントそれから長時間労働も非常に
問題が多いところであると、弁護士会としても認識しておるところでございま
す。36ページのウのところは失業者等に対する相談窓口の充実等というところ
で、この失業者等というところをどのように読むか、どれほど“等”に入れ
込むかっていうところが少し難しいなというところがあります。当会の労働と
生活に関する法律相談というのはここに書いていただいている通り労働者向
けの無料法律相談ということで、失業相談に限らず、広くハラスメントから長
時間労働、いろいろな労働条件の問題について、取り上げているところでご
ざいまして、もう少し失業者等というところを、充実させていただけるとあり
がたいなというところと、全体的な相談業務ということであれば、労働基準監
督署さんや司法書士会の方など様々行われてるところですし、重要なところ
です。もう少し書いていただけるとありがたいなというところはあります。

会長

ありがとうございました。子どもと同じように働いている方の相談先の充実で
ありますとか、失業者だけではないハラスメントでありますとか、パワハラで
ありますとか、そういったことも少し、表に出るような形で記載っていうの
もいいのかなあという発言だったと思います。その他御意見よろしいですか。

委員

さっきのメンタルヘルスとか、ハラスメントとか、ちょっと繋がるかもしれな
いですけど、このメンタルヘルスに関する情報というのは、どんな情報が入
っていますか。メンタルヘルスに関する情報・・・範囲が広い。どういう情報な
のかなと思ひまして。

事務局

倉敷市のホームページには、厚生労働省「こころの耳」働く人のメンタルヘル
スポータルサイトというのをPRする画面を載せています。

委員 先程、メンタルヘルスの話をされていると言われたので、どのような話をされているのかお聞きしたい。

事務局 主にはゲートキーパー養成研修の中で、ストレスサイン自覚をしてみようということや、ストレスの解消法、相談窓口の紹介などお話をさせてもらっています。

委員 なぜこのような話をするかという、僕自身が県庁の心の健康相談をしていて、本人さんはもちろん上司の方とかも相談にこられます。精神疾患はもちろんですけど、発達障がいがある方の対応について、本人さんだけでなく上司や部下の方が困られている。結局本人が二次的に鬱になったり、上司や部下が対応でしんどくなってということもあるので、そういう方の働き方とか、その方と働く上司や部下の方がどう対応すればいいとか、多分障がい者枠で雇用されていることも多いと思うが、どう対応していいかわからないという企業や会社もあったりする。そういうところの研修とか教育があるのかなあとと思っています。県庁にも聞いたら、これからしたいという話だったんですけど。
ワーク・ライフ・バランスやハラスメントの視点は重要であるが、精神疾患や発達障がいを持たれている方々や上司、部下が辛い思いをすることが少なくなるように、精神疾患や発達障がいを持たれている方の職場での理解、対応の研修が必要かなと思ったんですけど、そのあたりはどうでしょう。

事務局 御意見ありがとうございます。委員のご発言のような研修はなかなか行えていないのが実情です。どちらかというと個別で相談を受けて対応していることが多いです。今日来てくださっている関係課の方等も含めてそういったニーズがあるのかというところから、今後検討していきたいと思います。

会長 ありがとうございます。大分時間が押してきましたので次に移りたいと思います。

事務局 委員から失業者等に対する相談窓口の充実というところで御意見をいただきましたので、こちらの表現を、勤労者や失業者に対する相談窓口の充実という表現にできたらと思いますが、いかがでしょうか。

委員 よろしいと思います。

事務局 ではこちらの表現については変更させていただきます。

委員 委員の方からハラスメントのこととかをおっしゃっていただいたのもありましたので、内容についても先ほどの勤労者や失業者の取組のところは少し内容の見直しというか追加をいただけるといいかなというふうに思いました。

事務局 内容の追加については関係課や関係機関に確認が必要となりますので、保留とさせていただきます。

会長 貴重な御意見ありがとうございました。中小企業の方たちにしっかり声が届くような形で、出来たらよいのかなと思いました。ありがとうございました。

～【重点施策4 生活困窮者への自殺対策の推進 審議】～

会長 それでは続きまして、重点施策4、生活困窮の方に移りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは資料2の38ページを御覧ください。前回委員から、高齢者と同様に、人とのつながりを意識した取組や相談を受けた時に必要な窓口へつなぐということを盛り込んではいかがかという御意見をいただいております。これに関連しまして、福祉援護課より、生活困窮者の孤独対策や相談対応の実際について報告をさせていただきます。

市 福祉援護課からは、生活困窮者の方への支援について、生活困窮者の孤独・孤立対策や相談対応の実際とあわせて御報告をさせていただきます。

38ページを御覧ください。前回、委員からいただいた「人との繋がりを意識した取組や、相談を受けたときに必要な窓口へつなぐということを盛り込めないか」ということについてですが、まず相談を受けたときに必要な窓口へつなぐということについては、あらゆる困り事について、まずは相談支援員が受けとめさせていただく、断らない相談というのを入口にした、自立相談支援事業を実施しております。

生活困窮者支援の各事業の利用に向けた支援や抱える生活課題によっては、適切な関係機関の窓口につなげるという対応をこれまでも行っております。また、人と人とのつながりを意識した取組については、生活困窮者の孤独・孤立対策にも関連しますが、これまでも自立相談支援事業の実施を通じて、地域で支援につながっていない生活困窮者の方を、関係機関等が連携して把握し、アウトリーチをするといった孤独・孤立による生活困窮状態の深刻化を予防する働きかけを行っています。さらに何とかつながることができたものの、孤独感が強かったり、どうしても孤立しがちな世帯の方に向けて、定期的に心の居場所となるような取組も実施しております。人とのつながりを意識した取組の一環として、今後もこれらの取組を継続することが、生活困窮者の孤独・孤立対策にも資すると考えております。

次に38ページ下段の表の中にある。2つ目の◆部分の取組の中にも、示させていただいておりますが、生活困窮者支援は、自立相談支援事業を中心に、具体的な事業として、離職等により住居を失う恐れのある方が就職活動を行う間、

家賃相当額を支給する住居確保給付金、仕事や住居等を失ったホームレス状態の方に対し、住まいと食事を提供するシェルターを利用いただきながら、生活再建を目指す居住支援事業、生活保護世帯を含む生活困窮者世帯の子どもや保護者に対して、生活習慣の改善、学習習慣の習得、保護者への養育支援などを行う、子どもの学習生活支援事業、その他滞納や債務等を含めて、家計管理の課題に対応する家計改善支援事業、直ちに一般就労への復帰が困難な方に対して、一般就労をするための準備としての基礎能力の形成を目的とした就労準備支援事業などを実施しております。また、就労支援の取組として、ハローワークや求人先への同行支援、履歴書の作成支援、就労に関するセミナー等も実施しています。

今後も、自立相談支援事業を中心に、相談者の方の抱える課題に応じて、これらの事業を組み合わせながら対応しつつ、すぐに対応できないような様々な課題については、必要な関係機関におつなぎしたり、関係機関と連携しながら支援をするなど、引き続き生活困窮者の方の抱える課題解決に向けた支援に取り組むことで、倉敷市の自殺対策の推進にもつなげていきたいと考えております。以上で福祉援護課からの報告を終わります。ありがとうございました。

事務局

次に、生活福祉課から、生活保護の相談や申請時の対応について、主に他部署との連携という点で報告をさせていただきます。

市

生活保護の相談、申請等の対応、他部署との連携について報告させていただきます。資料38ページのイの3つ目の◆のところに該当すると思います。最初に倉敷市における生活保護制度の実施につきましては、倉敷、児島、玉島、水島の4つの福祉事務所がそれぞれ独立して生活保護制度の実施機関として業務を行っております。生活保護では、生活費を始め医療費、それから住宅費等の支援をすることができますので、生活していくために必要な資金等にお困りの方は、現在住んでいる住居を管轄している福祉事務所に相談していただくようになります。生活保護の相談は各福祉事務所に配置されている、面接相談員が主に行っております。面接相談員は福祉資格等を有して、生活保護制度に精通している相談員となっております。件数が多いため倉敷地区水島地区につきましては、2名の面接相談員がおります。その相談員が面接し、相談者の方に相談に至った理由等を傾聴し、生活保護申請にかかわらず、必要に応じた関係機関への案内を実施しています。具体的には滞納や借金等の負債があって、そういったことにお困りの方には、消費生活センターや法律相談、法テラスの窓口を案内しております。病気にお困りの方であれば、病状によって各医療機関のソーシャルワーカー、それから保健所の保健師さんなどと連携し、受診勧奨を行っております。その他、相談者の状況によって、多種多様ありますが高齢者支援センター、地域の民生委員さん、ハローワーク、場合によっては地域生活支援センターなど各種相談員、相談機関の関係窓口を案内しております。

生活保護の相談件数ですが、昨年、令和6年度の倉敷市全体での相談件数は年間1,642件、そのうち生活保護の申請に至った件数は983件となっております。

単純計算で開庁日、1日当たり今5件から7件ほど相談がある計算となっております。

前年度令和6年度と比較すると相談件数は4.6%ほど増加しています。最後に生活保護適用になった後は、継続的な支援が実施できるように、それぞれの受給者に対して、個別の援助方針を立てて、担当ケースワーカーなどが各関係機関と連携、情報共有を実施しております。以上、生活福祉課からの報告を終わります。

会長

ありがとうございました。それではただいまの説明について、御意見等ございますでしょうか。生活困窮者への支援について実際に取り組まれている皆様、いかがでしょうか。

委員

生活保護をもらう程ではなくて、年金はあるが住民税ぎりぎり、年間五千円ぐらい払っているという人でちょっとひとり暮らしが難しい。グループホームに入るとなると赤字になるような、そういう方でも非課税世帯ではないので、あまり支援とかはないような状態。要介護1とか2だったら、なかなか特養にも入れない。グループホームでどんどん貯金が削られていく。何かの拍子でちょっと体調が悪くなって病院に入院することになったら入院費を払って、施設費も払って……。もう無理なので施設の方は退去することになる。そうになったら、次が決まるまで2〜3か月おきに病院をはしごするような方もいらっしゃるって、なかなか精神的にも落ち着かないところがあるかと思います。身内の方で御協力してくれる方がいらっしゃったらよいのですが、大体独居で支援してくれる方もおらず、住民税をぎりぎり払っているという人が、ひとり暮らしが難しくなった時、こちらでも何かできること等があるかなと思っていろいろ探すんですけどなかなか見つからない。そういったところも、支援していただくと生活が落ち着いていくことも増えていくのかなと思っています。感想みたいになります。

会長

ありがとうございました。ただいまの御意見に対して追加でご発言等はございますでしょうか。

市

おそらく年金等の収入がおありでということだと思います。生活保護がどうしても最低生活費という枠がありまして、そこを超えてる方に関しては適用できない場合があります。また入院とか、施設に入りますと、基準が下がりますので、余計に適用できない場合がございますので、その方の場合個別の内容ですけども教えていただいて、場合によって、生活保護が必要なのだけれども、他

の介護保険料等の基準を下げることで、支払いが安くなるというような場合も、中にありますので、そういうのが該当するかどうかわかりませんが、個別でご相談いただいたほうがいいかと思います。すみません、よろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。いろんな複合的な問題で、このようなことがいろいろ出てくるのかなというふうに思います。その他、追加でご質問、御意見等はよろしいでしょうか。それではただいま重点施策の1から4につきまして、審議をしていただきました。ここからは、計画の他の部分、27ページ以降の基本政策のところも含めて、御意見いただけたらなと思います。

本日はこの計画の推進に関わる他の行政の関係課の職員の皆様にもご出席していただいておりますので、よろしくお願いいたします。

基本施策1は、地域におけるネットワークの強化、そして基本施策の2は、自殺対策を支える人材の育成、そして基本施策の3が市民への啓発と周知、そして4が生きることの促進の支援となっております。皆さんいかがでしょうか。

委員

失礼します。感想になりますが、心ほっとサポーターをしています。自殺予防のキャンペーンで、店頭や駅に立って、皆さんに命の大切さを訴えさせていただくことがあるのですが、そこで直面したのが80過ぎのおばあちゃんでした。私達が心ほっとサポーターはこういう役割でというような御説明をさせていただいた後に、なんでも私たちに話してくださったら少しは軽くなると思うんですというような話をしたところ、その方が「あんたら、いつ頃来よんだ。」と言われて。「何かございましたか」とお聞きしたら、「わたしの隣の人は、病んでそれこそ誰にも話す人がいなかったから、死んでしもうたんじゃ。」とおっしゃったんです。「そんなことがあったのですか。申し訳ございません。私たちもこうやって、年に2回ほどの機会に、こういう啓発をしているだけなので、なかなかゲートキーパーとしての役割を毎日果たすわけにはいかないのです、どなたか身近な方で、心の内を話せる人がおられたらよかったのですがね」というお話をしたら「その人が1人住まいだから、出ていかんのじゃ。」とおっしゃるのです。「私が唯一、隣を覗いてはどうしているのかということを知っていて、私もあなたと一緒にずっと見守るわけにはいかなかったからこんな結果になって。もっとこういうの（相談先）が、市とか町とかであるんだったら、もうちょっと皆さんが、相談しやすいように、広く知らせるべきだ。」っておっしゃったんです。「私たちも一生懸命しているんですけど申し訳なく、そういう方がおられたっていうことは本当につらいです」と言ったんですね。「ただ、これからまだまだ私たちの地道な活動を続けていきますので、どうぞご近所に苦しんでる方がおられたら、いろいろな相談の機会がありますということをお知らせください」というお話をさせていただいて終わりました。みんな色々な立場から声をかけ合って、民生さんも、愛育さんも、私もそうなんで

すけれど、隣近所の人にも「どうしょうるん？」っていうのを挨拶代わりに聞いていくような、地域づくりが大切だと本当につくづく感じました。

会長

地域の方の貴重な声を拾っていただいていたありがとうございました。

委員

やはり今回の目的は、自殺者数を減らすということです、その目標を持っていろいろな施策、或いは皆様の協力をいただいているわけです。先ほどの重点施策に関して、詳しいお話を伺わせてもらいました。子どもとか若者への自殺対策においては、ひきこもりが必ずしも悪いというわけではないと思うんですね。ひきこもりで逆に自殺を予防している、自己防衛しているという子どももいると思います。子どもに関しては、やはりその子どもの居場所をたくさん提供してあげることが大事で、今回この「まなび場 i p p o」という場所を示していただきました。これも1つの、居場所になると思います。

もっともっとたくさんの居場所があれば、救われる子どももいるかもしれません。それから勤務経営の問題に関わる自殺対策ですけども、やはりこれは中高年の勤労者の方、特に経営者の方ですね、経済が傾くと自殺者が増えると言われていますが、貧困層よりも富裕層の方の自殺が増えるというふうな統計もしております。それと、失業率ですね。これは生活困窮者にも関わってくると思うのですが、失業率が上がると自殺者が増えるという統計もあります。ですので、適切な勤務環境を提供する、職業を提供するというのは、自殺防止に関して非常に大切なことだと思います。

もちろんパワーハラスメントであるとか、カスタマーハラスメントそういったものも要因にはなるとは思います、それがはたして自殺者の増加に繋がっているのかというのはまだわからないところです。実際そういう統計があるわけではありません。ですので、はっきりと分かっているところに関して、もっと注力していけば自殺者を減らせるのではないかと思います。

最後の高齢者の自殺対策ですけども、これはもう地域の連携に尽きると思います。顔を見合わせて挨拶をするだけでは地域の連携にはならないんですよね。隣の人、毎日声かけてご飯を持っていくとか、病院に連れて行ってくれる赤の他人、そういった深いつながり、濃いつながりといいますか、地域のつながりというのが、大切になってくると考えます。国が提示している自殺者を減少させる目標値が68人から48人であるとか、110人から98人となっておりますが、目標値は、これはゼロです。自殺者ゼロを目指して、我々これからも頑張っていきたいと思いますので、皆様、御協力のほどお願いできたらなと思います。ありがとうございます。

会長

ありがとうございました。まとめの方をしていただきました。

委員

39ページで確認したいところがあって。上段の枠の一番最後なんですけど、

生活相談支援センターの新規相談受付件数が、減るのがいいとなっているのですが、これは減った方がいいんですか。ちょっと、わからなくて聞きたいのですが。

事務局 市の第七次総合計画の中で定められている指標になるのですが、当初は相談件数が増える想定で目標値を立てていると思うんですが、コロナの関係もあって相談件数が想定以上に増えて、令和5年にはこれだけの件数があったと聞いております。ただ、目標値の修正は行われず、この値のままで掲載しているところではあります。減ったほうがよいという意味ではないと認識しております。

委員 思ったよりも令和5年が多かったということですね。そこにつながった方が予防にもなるのでよいと思ったのですが、目標値の方が件数が減っているので、それでよいのかなと思った。

会長 ありがとうございます。その他よろしいでしょうか。
それでは引き続いて、議事の2になりますけれども、事務局から何かございますでしょうか。

事務局 こちらに関してはございません。

会長 ありがとうございます。
すいません、時間が大分押してしまいました。以上で本日予定しておりました議事はすべて終わりました。円滑な議事進行に御協力いただきましてありがとうございました。それでは、事務局の方にお返しをいたします。

事務局 ありがとうございます。
1点だけ、36ページの取組内容の追加について御提案をいただきましたが、事務局で協議後の結果について、本来であれば、委員の皆様に諮るべきところですが、時間の関係で、できれば会長に確認をいただいてそこで了解をいただくということでもよろしいでしょうか。

～同意～

5 閉会

事務局 ありがとうございます。では閉会にあたりまして、倉敷市保健所参事、西川が御挨拶申し上げます。

＝閉会挨拶＝

事務局

最後に今後の予定ですが、資料3を御覧ください。

本日委員の皆様からいただいた御意見をもとに計画の素案をまとめ、9月25日から10月24日の1か月間、パブリックコメントを募集いたします。倉敷市保健所、各地区保健推進室、情報公開室、庄・茶屋町・船穂支所の窓口へ計画書を置き、市民の皆様にご覧いただき、他、市ホームページからも閲覧可能となります。

次回3回目の審議会では、パブリックコメントの内容を加味した計画の最終案を検討いただく予定としております。

次の審議会の日程でございますが、11月26日水曜日に、市役所の502会議室で開催したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

これをもちまして、第3期倉敷市自殺対策基本計画第2回審議会を閉会いたします。長時間ありがとうございました。

＝閉会・委員退席＝

会議録の内容に相違ないことを確認しました。

令和7年9月17日

倉敷市自殺対策基本計画審議会 会長 富田 早苗

